

日本のハンセン病にかかるる子どもと教育に関する  
歴史研究の課題と展望

宇内一文

# 日本のハンセン病にかかる子どもと教育に関する歴史研究の課題と展望

宇内一文 日本大学

## はじめに

筆者は、二〇〇七年五月一三日、国立療養所栗生楽泉園を会場にして開催された第三回ハンセン病市民学会・交流集会の教育部会総会（於・草津町総合保健福祉センター多目的集会室）において、「『ハンセン病と教育』研究の課題と展望—研究動向について—」という報告を行った。この報告内容は、本学会教育部会のHP上でも閲覧可能であるが、再び読み返してみると、先行言説や研究を羅列しただけであり、きちんとまとめられたものとはお世辞にもいえない。また、現代日本人権侵害・差別被害をともなう重大な社会問題として認識されつつあるハンセン病問題について、近幸いである。

なお、当該研究分野のレビューには清水寛「日本ハンセン病児問題史研究（一）研究の課題と『日本ハンセン病児問題史年表（第一次案）』」（埼玉大学紀要『教育科学』第四八巻第一号、一九九九年）、江連恭弘「ハンセン病強制隔離政策に果たした各界の役割と責任（二）教育界」（日弁連法務研究財団『ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書』明石書店、二〇〇七年）などの優れたレビューがあるので、そちらも参照していただけると幸いである。

## 1 研究対象としてのハンセン病問題の発見と「人権侵害の歴史」という課題意識

日本のハンセン病にかかる子どもと教育の問題に関する歴史研究は、国家権力が絶対隔離政策を推進してきたことを検証し、それまで不間にされてきた隔離政策を問い直す歴史研究の成果に多くを負つてきた。ハンセン病史研究あるいはハンセン病問題史研究は、ハンセン病患者に対する深刻な人権侵害や差別被害の実態を明らかにし、ハンセン病問題が、現代日本の重大な社会問題であることを明らかにした。これらの研究成果の影響を受け、それまで療養所の教育関係者の一部を除いて、看過されてきたハンセン病にかかる子どもと教育・保育の問題を明らかにしようとする研究が、障害児教育史や保育史などの教育・福祉・医療

年、社会学や歴史学、政治学など様々な学問分野において、国家権力による強制隔離政策と法制度の差別的な構造やハンセン病当事者が生き抜いてきた社会的現実の実態を解明する研究が取り組まれているが、教育（学）は他の研究領域に比べて決して蓄積が多いとは言えず、遅れている現状がある。

本稿執筆の契機は、この二つのことを背景としておかかわる子どもと教育に関する歴史研究の先行言説や研究をきちんと整理し、今後の課題と展望述べることは必要な作業だと考える。留意したことは、これらハンセン病にかかる子どもと教育に関する歴史研究に取り組もうとする研究者だけでなく市民にとっても当該研究分野を概観するのに役立つことである。

が重なる領域の研究者によつて取り組まれるようになつたのが当該分野の嚆矢である。一九九〇年代前後から、当事者たちを療養所へ縛り付けてきた「らい予防法」の見直しが行われ、療養所の劣悪な実態が明らかにされるなどのハンセン病が社会問題化していく過程において、この問題が教育・保育などの分野に投げかける意味が共有され、それぞれの分野における研究対象としてハンセン病問題が発見されたということができよう。このような文脈で当該研究分野が進展していったことを背景にして、ハンセン病にかかる子どもと教育に関する歴史は、「人権侵害の歴史」として描かれてきたという特徴がある。

ハンセン病にかかる子どもと教育の問題について取り上げた初期の論文として、保育学の服部正の「ハンセン病と保育—日本保育史の落丁—」（待井和江先生古希記念論文集編委員会編『待井和江先生古希記念論文集』全国社会福祉協議会、一九八八年）がある。服部論文は、本人は病気ではないが、親がハンセン病であるために療養所に入所した子どもたちに付けられた「未感染児」という差別的呼称に着目し、「子どもたちの人権がいかに不当に傷つけられてきた」との問題意識から、「ハンセン病と保育」との関係を「日本保育史の落丁」として考察した。これは未感染児の保育問題について、その実態と施策の背景を具体的に検討しなが

らその反福祉的な性格や人権侵害の実態について解明しようとした先駆的な論文であるということができた。しかし、問題意識が先行しており、出典不明の史料が無批判に引用されたり、明らかな事実誤認があつたりするなど歴史研究として致命的とも思われる問題を含んでいる。歴史学の立場から取り上げたものとして、滝尾英一による「近代日本のハンセン病と子どもたち・考」（広島青丘文庫、一〇〇〇年）がある。近代日本における植民地朝鮮支配の問題理解の枠組みを参照して、療養所で生きる子どもたちに対する人権侵害や教育・保育の差別的待遇の実態を批判的に論じている。しかし、滝尾論文も史料批判が十分ではなく、歴史記述が患者運動史などからの引用又は孫引きであるという点や、告発内容が推測の域を出ず印象批評にとどまっている点など歴史研究として多くの問題点を持ち込んでいると言わざるを得ない。しかしながら、これらの先行研究においてハンセン病関係史料の批判が不十分である理由は、強制隔離政策を規定したらしい予防法体制下では、療養所の内部情報が厳格に取り扱われていたために、外部の研究者による調査研究、データの使用、歴史分析が困難であったからである。これは現在においても改善されたとは言い難く、行政が抱えている多くの関連資料が様々な理由から未だに利用困難な状況は続いている。このような厳しい条件にもかかわらず、初期の先行研究は強制隔離政策下の教育・保育における人権侵害や差別被害の実態について論究しようとするものであった。ハンセン病問題が社会問題化していく過程において、人権侵害の実態に言及する鋭い問題意識が社会に問いかける衝撃は大きなものであり、ハンセン病に対する誤解の是正として意味のあることであつたが、史料批判がきちんととなされなければそこで描かれる歴史は恣意的なものにならざるを得ない。現在の歴史研究において、ハンセン病をめぐる歴史ほど、過去の経験が現在進行形の問題解決のために「実学」的に参考される研究分野は限られており、それだけに真摯な史料批判がなされた実証史研究が求められていることは言うまでもない。

ハンセン病関係資料の利用困難や不在、とりわけ文書資料の欠落を補うものとしては、全国の療養所を訪問して入所者からの聞き取り調査により、当事者の過去の経験や記憶を集積するという方法論が用いられた。清水寛・埼玉大学障害児教育史ゼミナール集団による『ハンセン病療養所における子どもの生活・教育・人権の歴史—国立療養所多磨全生園を中心』（一九九七年度埼玉大学教育学部「障害児教育史演習」報告集・第一集、一九九九年）、同『ハンセン病療養所における子どもの生活・教育・人権の歴史—国立療養所栗生樂泉園を中心に』（一九九八年度埼玉大学教育学部「障

害児教育史演習』報告集・第一集、二〇〇一年）は、療養所内学校の関係者からの聞き取りが多く収録されている労作であり、記録的価値も高いと評価できる。同報告集の聞き取り調査の結果から、療養所社会における教育・保育は、子どもたちの差別に積極的に関与していたことが窺い知ることができる。東京都立小学校教諭の佐久間建も「近現代日本ハンセン病史における『子ども』と『教師』」、「負の経験」をこれからの人権教育に生かすためにー（上越教育大学大学院学校教育科・教科・領域教育社会系コース修士論文、二〇〇七年）において、同様の指摘をしており、とりわけ（療養所に限らず）学校において子どもの人権を守る立場にある教師たちがそれを配慮せずに、むしろ積極的に差別的な処遇を行なってきたということを現職教員の立場から厳しく糾弾し、これからの人権教育に生かそうとする決意を見出すことができる。全国の療養所を訪問して、当時の関係者から聞き取りることは、文書史料の制約が少くない当該研究分野において貴重な試みであるといえるが、その聞き取りをどのように解釈するのかということは大きな課題である。例えば、多くの方々から聞き取りをしているにもかかわらず、そして個々の当事者が隔離を生き抜いてきたことの意味づけは異なるはずであるのに、今日のハンセン病問題理解の枠組みを示す「強制隔離」「人権侵害」という語

句によって当事者の語りが総括されがちであり、それでは隔離という差別の日常を生き抜いてきた当事者の「生きられた歴史」を描くことはできないのではないか。

以上のように、日本のハンセン病にかかる子どもと教育の問題に関する歴史研究は、当事者の人権蹂躪を告発しようとする問題意識が先行しており、史料批判が十分でなかつたり、明らかな事実誤認があつたりするなど歴史研究として致命的とも思われる問題を含んでいる。また、文書史料を補うために行なれてきた聞き取り調査も、「人権侵害の歴史」という文脈において解釈されることで、個々の当事者の語りが尊重されるのではなく、ハンセン病問題における告発の語りに収斂してしまうという課題を抱えている。このことは、ハンセン病が社会問題化した初期の研究の課題だけではなく、裁判以後の現在においてもなお深刻な課題であるように思われる。例えば、ハンセン病の正しい理解の普及と啓発を目的としている国立ハンセン病資料館では、平成二〇年度秋季企画展において、「ちぎられた心を抱いて—隔離の中で生きた子どもたち」（会期：二〇〇八年九月二七日～一月三〇日）を開催したが、その企画者である西浦直子学芸員は、「解説—子どもたちの『日常』の底流にあつたもの」（『ちぎられた心を抱いて—隔離の中で生きた子どもたち』

ふれあい福祉協会、二〇〇八年九月）のなかで、強制隔離政策下の子どもたちについて、両親や兄弟姉妹と離れる悲しみ、子どもたちがそのような悲しみを背負つて生きて行かざるを得なかつた旨の解説をしている。大切な人の離別の悲哀という観点から、子どもの内面に寄り添つてハンセン病問題の過ちを理解しようとする「感傷主義」的なところに流れる傾向が気になるし、子どもたちの悲しみを受け止めた先に、ハンセン病問題の何を考えなければならないのかということが見えにくい。ハンセン病にかかる子どもの生活や教育について、差別被害・人権侵害という文脈でのみ把握することの問題性は、阿部安成が、「底」をみつめる一国立ハンセン病資料館企画展『ちぎられた心を抱いて』展によせて、大島療養所の逐次刊行物『藻莎草』から子どもの作品を転載する（滋賀大学経済学部Working Paper No. 14, 二〇〇九年八月）においても論及されており、子どもたちをどのように描くのかということは今後の課題である。

## 2 ハンセン病にかかる子どもと教育に関する歴史研究の到達点 「ハンセン病児問題史研究」

現在に至るまで、日本のハンセン病にかかる子どもと教育に関する歴史研究の在り方に強い影響力を与えた論文は、子どもたちをどのように描くのか

る歴史研究の到達点であることを認めただうえで、「ハンセン病児問題史研究」の問題点をいくつか指摘しておきたい。

まず、ハンセン病にかかる子どもと教育に関する歴史認識の枠組みに關わる重要な事柄として時期区分の問題がある。清水の試みた時期区分は、「教育萌芽期（寺子屋期）」「教育形式期（学園期）」「教育発展期（分校教育期）」「教育停止期（分校閉鎖期）」の四期に区分される。これは療養所内学校の発達段階に着目し、私教育から公教育（義務教育）への整備拡充、学齢期の子どもたちの義務教育が保障されてゆくことに意義を見出す時期区分であり、その後の当該研究分野の歴史認識の枠組みに大きな影響を及ぼすことになつた。しかしながら、この時期区分は、療養所社会の変化や強制隔離政策・法制度とは異なる視点によって設定されているために、強制隔離政策と療養所社会の教育（あるいは療養所内学校）の関係性を問う視点が欠落しているという問題点を抱えている。その結果、一九五三年のらい予防法において、第一四条「入所患者の教育」、第二三一条「児童の福祉」が規定されていることの意味を問うことができないよう推察される。療養所社会の教育が、戦後教育改革の理念を示す旧教育基本法・学校教育法から離され、らい予防法によって改めて規定し直されたことの意味を問うことは

えているのは、障害児教育史の清水寛の研究業績である。教育学者としてハンセン病問題の解決に取り組んだ清水には、強制隔離政策による人権蹂躪や暴力、発達と学習の権利の剥奪等の教育問題を看過してきた従来の教育学研究に対する反省があり、国家権力による子どもたちの教育を受ける権利の剥奪・人権侵害の問題性を告発し批判していくという問題意識を持ち合わせていた。前掲「日本ハンセン病児問題史研究（一）研究の課題と「日本ハンセン病児問題史年表（第一次案）」は、彼自身が以前から取り組んできた日本近代障害者問題史研究の理論枠組みにより、「ハンセン病児問題史」を位置づけ、ハンセン病児問題の社会的・歴史的な性格と問題点・課題を究明するための研究目標、仮説と視点を呈示して、「ハンセン病児問題史研究」として、これを総合的に研究しようと宣言した意欲的なものであった。清水のこの壮大な研究計画は、部分的には発表されているが、ひとつの体系としてはまとまつてない。その意味では、清水論文は、むしろ当該研究分野の「課題と方法」を提案したものとして理解すべきであり、研究の姿勢や態度を含めて清水の仕事から多くのことを学ぶことができる。清水の遣り残した仕事は、当該研究分野においても引き続き取り組むべき研究課題であると考える。清水の仕事が、日本のハンセン病にかかる子どもと教育に関する

必要不可欠である。なぜなら、ハンセン病患者を対象とした学校教育が、一般国民を対象とした義務教育から切り離された特別法に基づく例外的措置として構想されたことを示す措置だからだ。戦後教育のなかで、療養所社会の教育は「隔離」されていたことを実証するためには、強制隔離政策と療養所社会の教育との関係性を分析できる新たな時期区分の提示が求められている。

続いて、療養所社会の教育から人権侵害の告発を試みる「ハンセン病児問題史研究」における方法論の問題がある。療養所社会の教育について、「人権蹂躪・暴力」「発達と学習の権利の剥奪」と告発することで考察を終えるだけでは不十分であり、現実的な実証分析を得ることができない。人権侵害の告発から差別的構造の解明を志向する方法論への展開が求められている。

さらに、裁判以後もハンセン病にかかる子どもと教育の歴史を「人権侵害の歴史」として描き続けることの限界と弊害が問われているように推察される。例えば、ハンセン病問題のキーワードである「人権侵害」という語句のみに依拠していっては、療養所社会の教育によって形成される人間は、療養所社会に従順な患者か、被害者にならざるを得ない。これまでの概念や語句に依存することなしに、具体的な検証作業を通じて改めて規定し直されたことの意味を問うこと

じて、ハンセン病にかかる子どもと教育の「生きられた歴史」を描いていくことが必要である。近年、患者たちの個別的で多様な経験を描き出すことによつて、彼／彼女の生活の多様性や複数性に着目し、固定的な被害者像を異化する試みが行われているが、これら先行研究の方法論から教育(学)も学ぶことが多いはずである。

### 3 ハンセン病問題における教育(学)の責任と教育(学)の課題としてのハンセン病問題

裁判の判決を受けて、厚生労働省が日弁連法務研究財団に検証を委託した「ハンセン病問題に関する事実検証調査事業」において、ハンセン病問題の被害の実態や政策の誤りの把握が徹底的に行なわれた。本事実検証調査事業において、ハンセン病にかかる子どもと教育に関する問題の検証を行なったものとして、江連恭弘による前掲「ハンセン病強制隔離政策に果たした各界の役割と責任（二）教育界」がある。最終報告書では、教育という営みのなかでの人権侵害の発生要因、隔離政策下における教育権保障の有無、強制隔離の人格形成への影響、強制隔離政策下における子どもたちの生活がいかなるものであったのかという問題意識から、「ハンセン病にかかる子どもと教育の問題について検討を加えていく」（五〇七頁）という研究課題

を設定し、「療養所内における『教育』の状況、龍田寮の子どもたちに対する共学拒否の問題、高校進学と社会復帰の一つの拠点となつた新良田教室の意義、さらに戦後の教科書におけるハンセン病記述<sup>(15)</sup>を取り上げ、強制隔離政策下の教育について多岐に渡つて検証している。これはこれまでの先行研究の到達点をレビューしたものと理解した方が妥当である。最終報告書では、ハンセン病にかかる子どもと教育問題の歴史的検証が大半を占めており、人権蹂躪や暴力、発達と学習の権利の剥奪等の問題について批判的に検討しており、問題理解の枠組みとして「ハンセン病児問題史研究」が全面的に採用されていることが推察される。そのことを鑑みると、この理論枠組みが、國家権力による強制隔離政策の批判を行なうのに適切なものであり、何よりも日本の重大な人権侵害を告発し、ハンセン病にかかる子どもと教育の問題を社会問題化したという意味で、社会的にも大きな役割を果たしたことが示唆される。

最終報告書は検証を通じて、「療養所における『教育』の取り組みと、そこで子どもたちの『学び』の実態、共学拒否という学習権の剥奪などの問題の検討を通して痛感されることは、「ハンセン病にかかる子どもたち」についての認識がほとんど皆無で、ほとんど見過<sup>(16)</sup>され置き去りにされてきたということである。

### 4 ハンセン病にかかる子どもと教育に関する歴史のモノグラフ

ここでは、①「ハンセン病児を対象とした療養所内学校における差別的処遇の実態」、②「未感染者（保育児童）にかかる差別的な保育・教育の実態」、③「ハンセン病患者のための高等学校の設置と社会復帰問題」、④「療養所社会において求められた教育目的と学力」の四つのテーマに分けて、先行研究を整理した。

なお、強制隔離政策下において療養所社会で結婚する条件として強制断種・強制墮胎などの優生手術が慣行や制度として実施されてきたために、療養所は再生産の行なわれない場であつたが、例外もあつたことは近年の研究成果から判明してきた。ハンセン病にかかる子どもと教育をめぐる差別的な構造の解明という観点からは、生まれてきた／生まれることができなかつた子どもについての研究も整理して、課題と展望を述べる必要性を強く感じているが、今回は取り上げることができないことをあらかじめ断つておく。

①ハンセン病児を対象とした

療養所内学校における差別的処遇の実態

隔離主義による一般社会から隔絶された療養所社会に関する歴史研究が追究すべき原理的な研究課題でもあり、今後も深い思索が求められている。

における子どもと教育の実践の場として設けられた独自の学校教育制度である療養所内学校を中心とした事例研究を紹介する。療養所内学校における人権侵害の告発を試みる「ハンセン病児問題史研究」を用いて、ハンセン病児の生活・教育・人権の歴史を考察したものが、前掲の『ハンセン病療養所における子どもの生活・教育・人権の歴史』――国立療養所多磨全生園を中心にして、「ハンセン病児問題史研究」――国立療養所栗生楽泉園を中心に――である。これらの報告書は、療養所の子どもと教育にかかわる展開について、「私塾的教育期」「学園教育期」「分校・分教室教育期」という時期区分によつて把握し、それぞれの時期の生活・教育・人権の実態や問題について明らかにしている。当時の患者教師などの教育関係者からの聞き取り調査が豊富であるのが特徴で、ハンセン病関係資料としての記録的価値も高いと思われる。

教育関係者からの聞き取り調査に関連して、清水寛の患者補助教師からの聞き取り調査に関する研究がある。清水寛による「ハンセン病児問題史研究」〔Ⅱ〕――聴き書き・国立療養所沖縄愛樂園における宮城兼尚氏の『患者補助教師』としての歩み〔一〕」（埼玉大学教育学部紀要『教育科学』四八巻一号、一九九九年）、同「ハンセン病児問題史研究」〔Ⅲ〕――聴き書き・国立療養所

沖縄愛樂園における宮城兼尚氏の『患者補助教師』としての歩み〔二〕」（埼玉大学教育学部紀要『教育科学』四九巻一号、二〇〇〇年）である。清水論文は、療養所内学校の、とりわけ戦前期において、患者教師の教育活動の実態を示す文書資料が少ないなかで、それらを補完する貴重な証言の集積であり、患者教師のライフヒストリー研究の可能性を拓くものとして注目される。

宇内による「近代日本のハンセン病療養所における教育機関の研究――国立療養所長島愛生園の『愛生園』を事例に――」（日本大学教育学会『教育学雑誌』第四号、二〇〇六年）は、療養所記念誌や患者自治会史を史料に用いて、長島愛生園の開園理念と諸制度を検証し、療養所内学校制度の性格を明らかにしたものである。

## ②未感染児（保育児童）にかかる

### 差別的な保育・教育の実態

戦前から戦後にかけて、親をハンセン病患者にもつ子どもたちのなかで病気ではないが、身内や地域から養育を拒否されたために、親とともに療養所に入所した子どもたちは少なくない。彼／彼女らは、未感染児（保育児童）と差別的に呼称され、偏見や差別感情の対象となつた。そんな未感染児にかかる差別的な保

## 育・教育の実態に関する事例研究がある。

金福漢・清水寛は、「ハンセン病『未感染児』」の共学拒否問題に関する史的検討（一）国立療養所菊池恵楓園附属竜田寮の児童に関する熊本市立黒髪小学校事件」（全障研『障害者問題史研究紀要』三八号、一九九七年）、同「韓国におけるハンセン病回復者『定着村』の『未感染児』に対する共学拒否事件の史的検討――一九六〇年代の慶尚道と首都ソウルを中心に」（埼玉大学教育学部紀要『教育科学』五一巻一号、二〇〇二年）において、日本と韓国で発生した未感染児の共学拒否事件が同じ問題構造をもつことを論究している。共学拒否事件の背景にあるのは、黒髪町（韓国・定着村）といいうハンセン病に縁りのある地域であること、国家権力が必要以上に恐怖感を煽つたこと、という二点であるという。藤野豊による「『恐怖』の背後に潜むもの――竜田寮児童通学拒否事件」（前掲『いのち』の近代史』所収）、同「竜田寮児童通学問題――解説」（近現代ハンセン病問題資料集成『戦後編』）五巻、不二出版、二〇〇三年）においても、未感染児に対する地域住民の帰結するものと結論している。川崎愛は、「ハンセン病『未感染児』通学拒否事件に関する研究――子どもと教育に関する歴史研究の課題と展望

て、日本国憲法・児童福祉法・旧教育基本法などの子どもの人権・福祉・教育にかかる法律がその当時すでに存在しながら、未感染児の「子どもの権利」が保障されていなかつたことを指摘し、その要因には国家権力が必要以上に恐怖感を煽つた結果として生じた地域住民の偏見差別があつたと言及している。熊見尚三による「ハンセン病患者と共に歩んだ――大野悦子」（兵庫県人権啓発協会『研究紀要』二輯、二〇〇一年）は、長島愛生園の未感染児保育所である愛生保育所の保母であつた大野悦子の半生を描いたものであるが、事実誤認の箇所が多く散見される。

これらの先行研究は、ハンセン病と縁りの深い地域ということに重点を置くあまりに、同時代的にはどの療養所においても未感染児が地域の小中学校へ通学することが困難であつたことに論究していないという問題点がある。共学拒否事件が国家権力による強制隔離政策が引き起こした問題と指摘しているにもかかわらず、この問題を地域に固有な問題に還元することで問題の所在を見失つているかのようである。未感染児の社会復帰が療養所の所在する地域に關係なく、どの療養所においても困難であつたことを明確化するとともに、療養所当局が行なつた未感染児の社会復帰対策の実態とその問題点についても論究していく必要がある。また、児童福祉法制が施行されているにもかかわ

らず、未感染児に対する人権侵害が止むことはなかつたという批判も散見されるが、未感染児の社会復帰対策と児童福祉法制との関係について本格的に検討したものは、管見の限り、見当たらないのが現状である。

なお、このような問題意識から、長島愛生園の未感染児保育所を事例にして、彼／彼女らに対する愛生園当局の社会復帰対策を検討したものに、宇内による「ハンセン病未感染児の社会復帰促進と本校通学に関する教育学的研究—井上謙の『らい解放運動』を中心にして」（日本大学文理学部人文科学研究所『研究紀要』第七六号、二〇〇八年）があるので参考されたい。宇内論文では、児童福祉法制には未感染児の福祉が想定されておらず、療養所当局による社会復帰対策の取り組みにより、彼／彼女らの措置が検討されるに至ったことなどを明らかにした。

未感染児の生活・教育の実態について、延和聰は、「ハンセン病療養所の保育」（ハンセン病をどう教えるか）（解説出版社、二〇〇三年）において指摘するように、「現在もなお療養所で生活する入所者の方々に『保育所』の子どもたちの様子を尋ねても、その生活実態はほとんど伝聞などで知りえたかぎりのようです。実際に『保育所』で生活した方々からの聞き取り調査は、いまだ困難な状況だといえます」（八七頁）という状況は改善されではないが、彼／彼女らの生活

が、多くの教育課題を抱えていた。<sup>18)</sup>

新良田教室の開校から閉校までの軌跡について、閉校記念誌を基本史料に用いた、丹羽弘子の「ハンセン病人患者にとっての唯一の高等学校の歴史—岡山県立邑久高等学校新良田教室の創設とその後の歩み」（日本特殊教育学会『特殊教育学研究』第三八卷第五号、二〇〇一年）がある。これは、埼玉大学に提出された卒業論文の要約であり、特殊教育学会第三八回大会（二〇〇〇年）の自主シンポジウム「九「ハンセン病療養所における子どもたちの生活・教育・人権の歴史と未来への教訓〔Ⅲ〕—国立療養所長島愛生園を中心に」において発表されたものである。学術論文の体裁はとつてないが、管見の限り、新良田教室の歴史を本格的に取り上げた最初のもので、先駆的な研究として位置づけることができる。新良田教室の歴史について、全国ハンセン氏病患者協議会が求めていた三校設置案や全日制案が実現しなかつたこと、あるいは「ベル・ブザー制」による生徒の教員室への入室禁止や派遣教師の白衣やマスク着用、消毒の実施、修学旅行未実施の問題等、教育の機会均等ではなく偏見・差別を如実に示す隔離閉鎖的な教育であったと評価している。しかし、丹羽論文は、新良田教室にかかる法制度と教育実践の関係性の検討が不十分であり、学校生活が隔離閉鎖的である理由について、療養所当局や派遣教師の

偏見・差別意識があつたと論じており、新良田教室の教育活動を矮小化する危険性を抱えている。

丹羽論文の残した課題について、新良田教室の形成過程に着目し、隔離閉鎖的な学校生活や文化が醸成された理由について、強制隔離政策の展開と教育制度の関係から解明しようとした試みに、宇内による「ハンセン病患者のための高等学校の形成過程」（日本教育学会『教育学研究』第七四卷第二号、二〇〇七年）同「ハンセン病患者のための高等学校における隔離教育的な学校生活と文化に関する研究—派遣教師の予防措置を中心にして」（日本大学教育学会『教育学雑誌』第四三号、二〇〇七年）がある。宇内は、新良田教室の隔離閉鎖的な学校生活の背景について、療養所当局や派遣教師の偏見・差別意識には還元し得ない教育条件があつたことを明らかにした。

新良田教室の設置根拠であり、当事者の高校教育を保障しているらい予防法自体が、彼／彼女らの教育活動を著しく制限している、すなわち予防法は患者たちに対する教育内容に介入し、教育場面において強制隔離政策の影響が出ているという点、また予防法による教育活動の制限を乗り越える取り組みについて、遠足・社会見学、修学旅行などの外出が必要な教育活動を事例にして論究したものに、宇内による「ハンセン病患者のための高等学校における修学旅行獲得運動に

を掘り起こすとする動きもある。飛鳥ハンセン病を考える会・大阪市飛鳥人権協会による『飛鳥とハンセン病—「白鳥寮」の歩みを中心にして研究用資料』（二〇〇七年）は、長島愛生園（岡山県）の関係者が、未感染児の社会復帰を進めるために大阪府に作った「白鳥寮」に関する資料集である。被差別部落の飛鳥地区にあつた「あすか保育園」の前身が、白鳥寮であり、歴史的に差別や偏見を受けてきたという観点から編まれている。白鳥寮についての一次史料はほとんど収録されておらず、これまでの著作・刊行物からの該当箇所の寄せ集めであることは否めないが、社会生活を送っていた未感染児についての著作や刊行物は少ないので、今後の史料発掘の進展が待たれるところである。

### ③ハンセン病患者のための 高等学校の設置と社会復帰問題

一九五〇年代前半のらい予防法闘争の成果として設立され、青少年患者たちの高校進学要求に応えた、全国で唯一のハンセン病患者の受け入れ高等学校であつた岡山県立邑久高等学校新良田教室（一九五五年九月開校、一九八七年三月閉校）についての事例研究がある。新良田教室は、らい予防法第一四条第二項の規定により、開校した療養所内高等学校であり、強制隔離政策下にあって、卒業生の多くを社会へ送り出してきた

に関する教育学的研究」（中等教育史研究会「中等教育史研究」第一六号、二〇〇九年）がある。

兵庫県立高等学校教諭の山田栄は、「ハンセン病隔離政策と学校教育——新良田教室であったこと」（兵庫県人権啓発協会『研究紀要』第七輯、二〇〇六年）において、派遣教師に義務づけられている予防措置が偏見や差別感情を助長しているという問題設定から、日々の教育活動において予防措置が形骸化していくことを積極的な意味で理解した。生徒と接触していくなかで、予防措置を講じることが形骸化していき、経験的に不必要なものになつていてることが示唆されている。この延長線上において、「新良田教室」に勤務した多くの教師は、「偏見の壁」を経験的に克服されたものと思われる」と論じており、予防措置が形骸化していくことで、派遣教師が偏見や差別意識からの解放が達成されたと結論付けている。しかし、予防措置の形骸化と偏見や差別の解消との関係性については検討の余地があるようすに推察される。なぜなら、新良田教室における予防措置は、派遣教師が持つていて偏見や差別という意識の在り様とは別次元において、一九五四年のらい予防法施行令第一条の「三消毒その他教員に対する「らい」の伝染を防止するための必要な措置」にもとづいて行なわれているものだからだ。このように理解しなければ、新良田教室における偏見や差別の問題

は、派遣教師の意識の在り様に還元されてしまわざるを得ないし、問題の所在を見失つてしまふのではない。

このような問題提起として、宇内による「ハンセン病への偏見・差別意識の克服と、教職員の予防措置の廃止とのあいだ（上）—教職員と生徒の教育的な信頼関係の構築にかかわって—」（日本教育史研究会「往来」No.一八三、二〇〇九年一二月）、同「同（下）」（No.一八四、二〇一〇年二月）がある。

また、新良田教室における生徒指導・進路指導の実態について、偏見や差別が蔓延する社会へ生徒を送り出すために、履歴書に虚偽の記載をしたり、面接などにおいて自分の身元を明かさないなどの「ハンセン病である過去を戦略的に隠す」練習、つまりウソをつく練習を行なつていたことの教育史的意味について、当時の派遣教師からの聞き取りから分析した宇内による「ハンセン病への偏見・差別意識の克服と社会復帰促進に関する教育学的研究」「ハンセン病である過去を戦略的に隠す」教育活動を中心に（日本大学文理学部人文科学研究所『研究紀要』第七七号、二〇〇九年）がある。

なお、近年、新良田教室の卒業生による証言集や回想録などの歴史的記録物の公刊、あるいは派遣教師による回想的（反省的）な歴史記述が登場している。回復者からの証言集である藤田真一による『証言・日本

人の過ち——ハンセン病を生きて——森元美代治・美恵子は語る」（人間と歴史社、一九九六年）は、新良田教室の第一期生である森元美代治氏からの証言を収録しており、新良田教室での差別的な待遇や卒業後の進路の様子を窺い知ることができる。第四期生の西村時夫氏は、「私の履歴書——らい予防法」を超えて（皓星社、二〇〇四年）において、喫煙による謹慎処分、政治活動、恋愛などのエピソードを紹介し、新良田教室での学校生活の様子をいきいきと描かれている。第六期生の金城幸子氏は、「ハンセン病だった私は幸せ—子どもたちに語る半生、そして沖縄のハンセン病」（ボーダーラインク、二〇〇七年）において、病歴を隠しての結婚、出産の苦悩など女性ならではの視点から半生を描いており、成績不良者は長期休暇中に帰郷できなかつたエピソードなどを紹介している。回復者であること

の実態について反省的に言明している。横田氏は、新良田教室の閉校記念誌を実質的に編纂した人物であり、派遣教師が新良田教室の歴史をどう評価しているのか知るうえで興味深い。

#### ④療養所社会における価値体系や

##### 規範（隔離主義）の注入としての教育

篠崎恵昭・清水寛は、「国立療養所長島愛生園のハンセン病児の精神生活の深層——愛生人」構想からみた「望ヶ丘の子供たち」（一九四一年）・「愛生」誌の検討（埼玉大学教育学部紀要「人文・社会科学」五〇巻一号、二〇〇一年）において、「強制収容・終生隔離」などの療養所社会の理念や制度を支える思想が、療養所当局の管理に適合的な理想的患者像という形で、園長訓話や園内行事などのあらゆる機会に提示され、隔離の思想が入所者の内面に刷り込まれていたことを明確化した。このことは療養所社会での子どもの成長・発達の在り方を知るうえでの手がかりになる重要な知見である。また、吉崎一は、「ハンセン病患者のハビトウス——長島愛生園ハンセン病患者を事例として」（社会理論・動態研究所『理論と動態』三号、二〇一〇年）において、慣習行動にまつわる心的傾向を示す、フランスの社会学者のブルデューによる「ハビトゥス」概念

を用いて、入所者の精神状況について分析し、長島愛生園初代園長の光田健輔が掲げた「家族愛」という精神のもとに行なわれた強制労働や断種、優生手術などの「象徴による支配」が行使され続けることで、「ハンセン病患者は、特定の生活様式の空間のなかで社会化されながら、無意識のうちに一定の性向（光田の影響）を形成してきた」（四二頁）と指摘している。そのうえで、「隠蔽しながら、ハビトゥス形成を通じて支配を貫徹する。そのような、もつとも巧妙な支配の道具として、教育は長島愛生園において機能していた」（四三頁）という表現に端的に示されているように、療養所社会の価値体系や規範を入所者に刻み込む重要な権力装置として教育が把握されている。

療養所社会における価値体系や規範の注入と関連して、療養所社会で求められた学力がどの程度のものであつたか解明しようとする試みもある。篠崎・清水は、「国立療養所多磨全生園のハンセン病児童・生徒の文集の検討―文集『呼子鳥』にみる精神生活の深層」（埼玉大学教育学部紀要『教育科学』一九九八年）において、療養所社会で求められた学力は、「新聞が読めて、手紙が書けて、園内通用券の計算ができる」程度の「園内通用学力」であり、隔離の思想と表裏一体をなすいわば、「閉ざされた学力」であつたと指摘している。療養所内学校の教育活動の内

容が、強制隔離政策の理念と制度の枠内に限定されおり、ハンセン病にかかる子どもと教育の実践があくまで強制隔離政策の一環であり、社会から隔絶したものであつたことが窺われる知見である。療養所社会において求められた教育目的や学力は、ハンセン病を発病して入所してくる患者に対し療養所社会に特有の価値体系（隔離主義）を教え込み、また療養所の社会構成のなかの特定の位置を占めるよう個人を訓練し、療養所社会の価値規範を再生産することであるというのが、篠崎・清水による共同研究の知見であった。

篠崎・清水は、療養所社会の価値体系や規範が、療養所内学校の教育活動を通して、子どもたちに内面化され、彼／彼女らの精神生活と意識の深層に深刻な影響を与えたことを作文や生活綴り方などの文芸作品の内容を分析することによって解明する研究も行なっている。前掲「国立療養所多磨全生園のハンセン病児童・生徒の文集の検討」において、多磨全生園のハンセン病児童の作文や生活綴り方を分析し、隔離思想が子どもたちの生活世界と意識の深層に浸透していたと論及している。同「国立療養所栗生樂泉園のハンセン病児の精神生活の深層―『高原』誌の作品を通して」（埼玉大学教育学部紀要『人文・社会科学』一九九〇年）では、子どもたちの精神生活に隔離思想が刻まれた。

に多くのものが奪われていると自覚し、喪失感を体験するというのである。

## 2 隔離主義への抵抗／からの解放、

### 療養所社会の民主化を目指す営みとしての教育

療養所社会の教育が、隔離主義の枠内に限定されており、ハンセン病にかかる子どもと教育の実践があくまで強制隔離政策の一環であり、社会から隔絶したものであつたという知見が提出されていることは確認したとおりである。にもかかわらず、療養所内学校では、療養所社会にありながらも、しばしば隔離主義の枠内から逸脱する教育活動が行なわれていたこともまた事実である。この逸脱は、社会から隔絶した療養所社会の隔離主義に対する抵抗であり、開放的な療養所を建設していく可能性を秘めており、強制隔離政策の解体を意図する試みでもあつたことを示そうとする研究が存在する。

上野哲による「ハンセン病療養所の課題—新良田教室卒業生への聞き取り調査を手がかりに」（日本医学哲学・倫理学会編『医学哲学医学倫理』第二二号、二〇〇四年）は、新良田教室の卒業生が、「調査対象者の卒業生全員が新良田教室ですごした高校時代を肯定的にとらえ、且つ一般に伝えられている新良田教室に関する情報について、自分なりの視点から異議を唱えた」

ながらも、戦後の療養所における生活改善運動への期待と意欲が読み取れることを論及している。前掲「国立療養所長島愛生園のハンセン病児の精神生活の深層」では、隔離思想の具現化としての「愛生人構想」に注目し、子どもたちの精神生活に浸透している隔離思想の実態を理想的患者像として再構成した。しかししながら、清水・篠崎論文は、隔離思想が子どもたちの精神生活の深層に深刻な影響を与えたことは示したが、療養所社会の価値体系や規範を受容するに至つた内面化の過程については検討できていない。

ハンセン病にかかる子どもたちの強制隔離による差別的処遇を内面化するに至つた過程に関して、児童心理学者の播磨俊子は、「元ハンセン病患者のステイグラムと喪失体験に関する研究」（平成一七年度～平成一九年度科学研究費補助金（基盤研究）（C）研究成果報告書、二〇〇八年五月）において、当事者たちが被つたステイグラムと喪失体験を考察対象に据えて、子ども期から青春期に焦点をあてて検討した。播磨報告書によれば、子ども時代の入所の場合、「家族に迎えにきてもらえる」「病気が治つたら帰れる」と思つており、入所時点での喪失感はほとんど語られていないが、療養所社会の生活様式や規則・職員の態度によって徐々にステイグラムが刻みこまれると論じている。こうして、成人舎に移る時期には、自分のこれから的人生はすで

(二頁) という「自分が歩んできた過去の人生の肯定」

が、「絶対隔離政策の場」から「生活の場」として把握し直すときの重要な視点として提言できると主張する。卒業生の聞き取り調査の内容を分析して得られた、「クラブ活動への打ち込みや、露骨に偏見を露わにする教師への反発、また逆に信頼できる教師の選択、というかたちをとりながらも、前向きに生きようとしていた新良田教室時代の自分への『肯定』のようなものを感じることができる」(四頁) という視点は、療養所内学校における日常生活の実態を知るときの手がかりになる。隔離主義的な療養所社会において、当事者たちは差別的な教育環境に服従していただけではなく、そのような逆行に負けないような姿勢を持つていたということは重要な指摘である。

宇内による「ハンセン病患者のための高等学校における校内民主化運動に関する研究」「隔離教育」から「民主教育」への転換に注目して」(『ハンセン病市民学会』二〇〇六)、同「ハンセン病患者のための高等学校における沖縄出身生徒への生活指導—病気になつた偏見差別の被害と不当な生活現実に向き合う教育活動」(日本大学教育学会『教育学雑誌』第四五号、二〇一〇年)は、療養所社会の民主化を希求し、隔離主義に屈しない教育の在り様が、療養所内学校においても摸索され、取り組まれていたことを明らかにしている。

佐久間建は、「ハンセン病療養所における青年たち

の『生きる力』の獲得」(『上越社会研究』第三二号、二〇〇七年)において、強制隔離政策による生きがいの喪失体験を多くの青年患者たちが経験していることを指摘し、自殺未遂などの自暴自棄に陥りながらも、前向きに生きていく契機となつたものを「生きる力」として把握することで、差別が日常化していた療養所社会においても、患者運動や文化的サークル、学業などに出会つて、生きる力を獲得することで、患者たちが逞しく生き抜いてきたことを明らかにした。佐久間は、主に後遺障害などで療養所に残らざるを得なかつた患者たちが対象となつてはいるが、生きがいの喪失体験は、後遺障害を抱える患者たちだけではないのであり、それ以外の患者たちも含めたかたちでの再検討が必要であろう。

### 3 療養所社会における教育の社会的機能<sup>⑯</sup>

隔離主義による一般社会から隔離された療養所社会における子どもと教育の実践の場として、独自の位置を占めていた療養所内学校が果たした社会的機能について解説しようとする研究がある。沼山博・福島朋子・玉蟲由樹は、「ハンセン病元患者の生涯に関する学際的研究—療養所に存在する二つのコホート」(明治安田こころの健康財団『研究助成論文集』第四四号、

り、今後の研究の進展が待たれるところである。

ここでは全体を通じての課題を提示してまとめたい。従来の先行言説や研究が、当事者たちが経験してきた差別や排除の問題を批判的に論じてきたように、ハンセン病にかかる子どもと教育の問題は、強制隔離政策による社会構造的差別や暴力の問題と切り離して論じることはできない。このことの重要性を認識したうえで、あえて人権侵害や差別被害の告発に還元しないかたちでハンセン病問題を捉え直すことで、これまでとは異なるハンセン病にかかる子どもと教育の歴史を描くことが課題であると認識している。「人権としての教育」「発達保障」など特定の教育的価値の観点から行なわれるだけではなく、教育(学)が強制隔離政策の維持に積極的に関与したという「隔離と教育(学)の共犯関係」も視野に入れて行なわれる必要性があると考える。それは、隔離主義に対する服従と抵抗のダイナミズムとして、ハンセン病にかかる子どもと教育の「生きられた歴史」を描いていくことにも通じるだろう。これは、ハンセン病にかかる子どもと教育の歴史的な意味内実を解説しようとする試みであるとともに、ハンセン病問題における教育(学)の責任を明確化する試みでもあるのだ。

これらのことによつて、ハンセン病にかかる子どもと教育に関する歴史研究が、療養所社会の教育に対

## おわりに

ハンセン病問題が社会問題化するなかで、ハンセン病にかかる子どもと教育に関する歴史研究の進展を確認することができるが、未だにハンセン病問題を教育(学)の問題として位置付けること 자체が課題であり、いくつかの課題が深められないままになつてお

する差別被害の構造的解明や人権侵害には還元できない教育の歴史的な意味・内実の把握のための手立てになることを展望したい。

#### 注

- (1) <http://shimringakka.com/kyoniku/18.html>
- (2) 山本俊一『日本らい史』(東京大学出版会、一九九三年)、藤野豊『日本アシズムと医療』(岩波書店、一九九三年)、同『いのち』の近代史』(かもがわ書店、二〇〇一年)、澤野雅樹『癪者の生』(青弓社、一九九四年)などの著作。
- (3) ハンセン病関係史料の発掘・保存に関しては、国賄訴訟前後から歴史学者の藤野豊を中心として「近現代日本ハンセン病問題資料集成」の刊行がはじまり、近現代日本のハンセン病をめぐる様々な動きを総体的にとらえるために、一九世紀末以降に出版された書籍・パンフレット・公文書を中心とした関係資料を収集・厳選し、「戦前編」「戦後編」「補巻」として編集復刻している。ハンセン病にかかる子どもと教育の関係史料が多数収録されているのは、「竜田寮児童通学問題」、II「〔戦後編〕第五・六巻」、「ハンセン病と教育」、「〔補完・戦後編〕一〇」である。なお、近年、岡山県ハンセン病問題関連史料調査委員会編『長島は語る―岡山県ハンセン病関係資料集・前編』(二〇〇七年)、同『長島は語る・後編』(二〇〇九年)が刊行された。同資料集は、「ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書」において、文書史料があまり含まれていないという反省を踏まえて編纂されたもので、これまで非公開であった史料が多数収録されており、充実した内容になっている。子どもと教育にかかる史料が掲載されている。
- (4) 藤野の以下の文章を参考されたい。「ハンセン病問題に関する検証会議が厚生労働省、および各自治体に資料開示請求を行い、開示された公文書、およびそれにもとづく事実については、すでに同会議最終報告書に記載されたもののみを本書でも引用し、叙述した。しかし、「最終報告書」に記載されなかつた公文書については、たとえそれが極めて重要な資料もしくは事実であつたとしても引用、叙述は差し控えた。これは、同会議の調査において、厚生労働省との間に交わした取り決めにもとづく判断である」(藤野豊『ハンセン病と戦後民主主義―なぜ隔離は強化されたのか』岩波書店、二〇〇六年、二二頁)。
- (5) 廣川和花「ハンセン病問題に関する歴史研究の現状と課題」(『歴史科学』第一八三号、二〇〇六年)、坂田勝彦「書評」成田稔著『日本の癪(らい)対策から何を学ぶか―新たなハンセン病対策に向けて』(『歴史評論』No.七二二、二〇一〇年)参照。
- (6) 三輪照峰は、「いのちの軋み―病苦と差別のハンセン病患者の生涯」(一光社、一九八四年)において、病名宣告・失明・咽喉切開を「三つの門」として表現し、患者の挫折・恐怖などを示した。三輪の表現を援用するかたちで、篠崎清水は、後掲「国立療養所多磨全生園のハンセン病児童・生徒の文集の検討」において、子どもたちの「三つの門」が、病名宣告・家族との別れ・入園時の恐怖であつたと表現しており、子どもたちの内面に添つてハンセン病問題を理解しようとする姿勢が見られる。
- (7) 清水の問題意識は以下の文章を参考されたい。「日本の教育学もまたハンセン病者・回復者とその家族の深い苦悩と人間としての要求から引き離され、ハンセン病療養所入所者たちの教育と人権の問題に無知・無関心にされ、国の誤ったハンセン病政策を容認・助長してこなかつたが。子ども期に固有な『癡達と学習の権利』の剥奪をはじめとする国によるハンセン病者・回復者の人権の蹂躪に対する問題意識の欠落は、とりも直さず教育学研究における人権感覚の脆弱さの反映ではないのか」(清水寛『国による人間の尊厳と共生の蹂躪―ハンセン病問題が教育学に問い合わせてやまぬもの』『人間の尊厳と共生』の教育研究』二〇〇二年、四二頁)
- (8) この時期区分は、前掲「ハンセン病療養所の教育」、前掲「ハンセン病強制隔離政策の果たした役割と責任(二)」でも採用されている。
- (9) 第一四条 国立療養所の長は、学校教育法第七五条第二項の規定により、小学校又は中学校が、入所患者のため、教員を派遣して教育を行う場合には、政令の定めるところにより、入所患者がその教育を受けるために必要な措置を講じなければならない。
- (10) 第二二一条 国は、入所患者が扶養しなければならない児童で、らいにかかるものに対しても、必要があると認めるときは、国立療養所に附置する施設において教育、養護その他の福祉の措置を講ずることができる。
- (11) 例えば、法学者の森川恭剛が裁判の原告側の論理を整理し、「ハンセン病差別被害の法的研究」(法律文化社、二〇〇五年)において示した時期区分が参考になるかもしれない。森川は、日本の絶対隔離政策の歴史は、「療養所の社会」の形成期と維持期の二期に分けられるとしており、らい予防法の成立を形成期から維持期へと移行する指標として把握している。らい予防法の成立は、絶対隔離政策の継続を意味するものであるが、この法改正を境にして、絶対隔離政策が質的に転換していたといふ。
- (12) もちろん裁判以後もハンセン病にまつわる差別事件が続けることの重要性は否定しない。また、患者たちの人権としての教育が保障されていなかつたことを指摘し、強制隔離政策の影響が学校教育にまで浸透していくことに論及したことは貴重なことであつたと筆者も考えてゐる。
- (13) ここでは、蘿田岐子『病いの経験』を聞き取る―ハンセン病者のライフヒストリー』(皓星社、二〇〇四年)を挙げておく。
- (14) 「ハンセン病療養所における教育」の概要を簡潔に示したものとして、江連恭弘「ハンセン病と教育―解説」(『近現代日本ハンセン病問題資料集成』補巻一〇、不二出版、二〇〇六年)がある。
- (15) 戦後の教科書記述に関しては、保健体育教科書のハンセン病記述が、隔離政策に沿つた誤ったものであることを明らかにし、それが教育現場で流布することによって、世間の偏見差別を助長してきたと指摘する、江連恭弘の「保健体育教科書・教師用指導書の中の『ハンセン病』記述」(『教育研究』第四四号、二〇〇九年)がある。
- (16) 小林洋司「福祉教育・ボランティア学習としてのハンセン病問題学習の構築」(『福祉教育・ボランティア学習』)がある。

(1)

いくつかの先行研究を挙げておこう。青山陽子「子どもをもつこと—ハンセン病療養所におけるタブー」(『現代社会理論研究』第一五号、二〇〇五年)、山本須美子・加藤尚子「ハンセン病療養所のエスノグラフィー—『隔離』のなかの結婚と子ども」(医療文化社、二〇〇八年)、黒坂愛衣「七ヶ月で堕ろされた子どもを思い続けて—ハンセン病療養所『強制墮胎』を体験した八〇代女性の語り(調査ノート)」(『日本アジア研究』第六号、二〇〇九年)、天羽浩一「ハンセン病差別史外伝—『奄美和光園』と『白百合の寮』を結ぶ光と陰—」(鹿児島国際大学福祉社会学部『福祉社会学部論集』第二八卷第一号、二〇〇九年)など。

(18)

田教室の教育活動の光と影』(『ハンセン病市民学会ニュース』第九号、二〇一〇年三月)を参照されたい。(19)

教育(学)の分野では、学校の機能を「社会化」と「社会統制」とに分けた論じてきた。前者は「子どもの社会化(価値規範の伝達・付加)」を、後者は「選抜・配分(人材の送出)」を意味するものとして理解されてきた。